

第 2 3 回 雲仙合併協議会 会議録

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 2 3 回雲仙合併協議会を開催致します。本日は、中山委員さん、草野委員さん、緒方委員さんから欠席の届けがっております。それから、幹事では、宮崎幹事、それから、後程、紹介致しますけども、大島幹事が欠席でございます。開会にあたりまして、松浦会長より挨拶申し上げます。</p>
松浦会長	<p>皆様、こんにちは。大変、あの、心配致しておりました台風 1 4 号、死者、行方不明等出ておりました、心から、ご冥福を申し上げたいと思っております。また、あの、諫早市でも増水による死亡者が出ておるようでございます。まあ、我が長崎県に上陸して、各地に爪痕を残して行きましたが、我々もホットしたところであります。</p> <p>第 2 3 回の雲仙合併協議会の開催のご案内を致しましたところ、委員皆様方には、ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本協議会は、平成 1 5 年 9 月 2 0 日に設置されて以来 2 年間、協議を重ねて参りましたが、いよいよ雲仙市誕生まで、あと 1 ヶ月となりました。</p> <p>協定項目の調整内容における「合併までに調整する」とした項目についての報告も、今回で終了することになります。</p> <p>本日は、報告事項としまして 6 件を予定しております。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局長	<p>議事に入ります前に幹事の異動がっておりますので、ご報告をさせていただきます。幹事でありました愛野町助役の松永篤様が、8 月末で助役を退任されております。9 月 1 日から愛野町の幹事として、収入役の大島巍様が就任されておりますが、本日は収入役の会議と重なりまして出席されておられません。</p> <p>なお、松永様におかれましては、9 月 1 日付けで県の県民生活環境部男女共同参画室、室長として着任をされております。以上、報告を終わります。</p> <p>それでは、議事に移らせて頂きます。議事の進行につきましては、松浦会長にお願い致します。</p>
松浦会長	<p>はい、早速、議事を進めさせていただきます。「報告事項」としまして、調整結果報告第 2 7 号「一部事務組合等の取り扱いに関する事」を議題と致します。事務局より説明致します。</p>
事務局長	<p>議案書の 1 ページになります。調整結果報告第 2 7 号「一部事務組合等の取り扱いに関する事」についての説明を致します。協定項目の番号としましては、第 4 0 号となります。調整内容で合併までに調整</p>

するとしていた事項につきまして報告するものであります。

内容としましては、雲仙市発足後の各一部事務組合の取扱いについては次のとおりとするとして、大きくは、組合議員の定数及び各組合の経費の支弁に関する構成市町の負担金についての考え方となります。

まず、1として、県央地域広域市町村圏組合の取扱いであります。

県央地域広域市町村圏組合については、諫早市及び大村市と雲仙市で組織することとし、共同処理する事務については、当面、旧町を単位として共同処理していた事務を旧町の区域を限りとして処理することとしております。

構成3市となった時の組合議員の定数を、関係市の長、議長及び諫早市議会において選挙された議員6名、大村市議会において選挙された議員3名の15人とする。すみません、議員3人の15人とする。

組合経費の支弁に係る負担割合については、平成17年度下半期分から見直すこととしまして、事業別総務負担金の算出方法については、不燃物処理事業費割を平等割100分の20、人口割100分の80、平等割の構成市数は諫早市と雲仙市の2市とし、消防割は平等割100分の20、人口割100分の80、平等割の構成市数は大村市を含む3とする。また、消防の経常経費負担金の算出方法については、基準財政需要額割100分の75、住民基本台帳人口割は100分の5、救急件数割100分の5、職員数割100分の15とする。

次に、2では、県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合については、諫早市と雲仙市で組織することとしまして、組合議員の定数は、関係市の長、議長及び議会において選挙された議員1人の6人とし、組合経費の支弁に係る負担割合は平等割100分の30、人口割100分の70とする。平等割については、諫早市5分の2、雲仙市5分3とし、人口割については、諫早市にあっては旧森山町及び旧飯盛町、雲仙市にあっては旧吾妻町、旧愛野町及び旧千々石町の区域の人口とする。としております。

3では、島原地域広域市町村圏組合については、島原市、有明町、深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町及び加津佐町と雲仙市で組織することとし、共同処理する事務については、「職員の共同研修に関する事務」及び「技術職員の共同採用に関する事務を」を廃しまして、県央地域広域市町村圏組合と同じく、当面、旧町を単位として共同処理していた事務を旧町の区域を限りとして処理することとしております。

構成3市となった時の組合議員の定数を、関係市の長、議長及び各市議会において選挙された議員3人の15人とし、変則的ではありませんが、雲仙市、島原市、南島原市のそれぞれの合併時に、段階的に変更することとしております。平成18年度以降の組合経費の支弁に係る負担割合について、人口割及び消防費の基準財政需要額については、

松浦議長	<p>関係地域の人口及び消防費の基準財政需要額とすることとしております。</p> <p>4では、南高北西部環境衛生組合については、有明町と雲仙市で組織することとし、組合議員の定数は、関係市町の長、議長及び雲仙市議会において選挙された議員2人の6人とし、平成18年度以降の組合経費の支弁に係る負担割合は、人口割100分の55、搬出実績割を100分の45とする。また、人口割については、雲仙市にあっては、旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町及び旧愛野町の区域の人口数とする。としております。</p> <p>5では、南高北部斎場組合については、有明町と雲仙市で組織することとし、組合議員の定数は、関係市町の長、議長及び雲仙市議会において選挙された議員2人の6人とする。平成18年1月1日の島原市への有明町の編入に伴う組合解散及び財産処分については、新市において協議するとしております。</p> <p>6では、南高北西部環境衛生組合については、有明町と雲仙市で組織することとし、組合議員の定数は、関係市町の長、議長及び議会において選挙された議員、有明町1人、雲仙市2人の7人とし、平成18年度以降の組合経費の支弁に係る負担割合は、平等割100分の20、人口割100分の80とする。なお、人口割については、雲仙市にあっては、旧国見町及び旧瑞穂町の区域の人口とすることとしております。</p> <p>7では、長崎県広域競艇組合については、流動的な部分もありますが、今後の協議も必要であることから、当面、旧愛野町の区域を限りとして雲仙市として加入することとしております。</p> <p>8では、小浜地区保健環境組合については、加津佐町、口之津町、南有馬町及び北有馬町と雲仙市で組織することとし、組合議員の定数は、関係市町の長、議長及び雲仙市議会において選挙された議員4人の14人とし、平成18年度以降の組合経費の支弁に係る負担割合は平等割100分の30、前年度患者数割100分の70とする。なお、前年度患者数割については、雲仙市にあっては、旧千々石町、旧小浜町及び旧南串山町の区域の人数とすることとしております。</p> <p>以上で、関係組合におきましての協議の結果、調整されたところであります。</p> <p>以上、調整結果報告第27号「一部事務組合等の取扱いに関すること」の説明を終わります。</p> <p>只今の説明につきまして、何か、ご質問等がございますでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局長</p>	<p>ご質疑ないようでございますので、調整結果報告第27号につきましては、只今の報告のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ご異議ないようでございますので、承認されたものとさせて頂きます。次に、調整結果報告第28号の「使用料、手数料等の取り扱いに関すること」を議題と致します。事務局から説明致します。</p> <p>議案4ページからの、「使用料、手数料等の取り扱いについて」を説明致します。協定項目番号としては15号になります。</p> <p>次の、5ページをご覧ください。第15回の協議会で確認を頂いております調整内容では、使用料等については、地域間の均衡及び住民間の公平性の確保、一体性の確保、適正な「負担」と「受益」の関係保持に配慮し、次のとおり調整する。としまして、1つ目に現行のとおり新市に引き継ぐもの、2つ目に特定の町の制度を適用するもの、3つ目が合併までに調整するものの3つに区分しておりますが、今回、報告しますのは、合併までに調整するものとした事項につきまして報告致します。</p> <p>5ページでは、合併までに調整するものを一覧にまとめたものでありますけども、調整結果につきましては、7ページになりますが、農林関係施設に係るものを掲載しております。</p> <p>農林関係施設につきましては、国見町に「農村環境改善センター」、瑞穂町に「農業者健康管理施設」、吾妻町に「就業改善センター」、愛野町に「農業研修センター」が設置されておりますが、使用料につきましては施設によって異なっております。瑞穂町の「農業者健康管理施設」については、現在、使用料は徴収されておりませんが、地域間の均衡、公平性の確保から利用実態に応じて使用料を調整し、7ページに調整結果を掲載しておりますように、「瑞穂町農業者健康管理施設」につきましても料金を設定しております。</p> <p>次に、8ページ、9ページになりますが、文化集会施設のうち、公民館としての「瑞穂町公民館福祉センター」、「愛野町公民館」、「千々石町公民館」、「小浜町文化館」、「小浜町地区公民館」、「雲仙やまびこ会館」、「南串山町公民館」を掲載しております。使用料は、各施設毎に定められていますが、単価基準を時間当たりにより統一することとし、同じく地域間の均衡、公平性の確保、利用実態に応じた使用料を調整し、9ページに調整結果を掲載しております。</p> <p>次に、10ページでは、文化会館等の「国見町文化会館」、「吾妻町ふるさと会館」、「南串山町のハマユリックスホール」について掲載しております。使用料については施設により単価が設置されております</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

が、利用実態に応じた使用料を調整し、11ページに調整結果を掲載致しております。

次、12ページ、13ページでは、体育関連施設について掲載しております。調整内容の体育関連施設については、新市に引継ぎ管理運営等調整が必要な事項については、合併までに調整するとして、第15回合併協議会で確認頂いているところであります。各町にそれぞれ屋外、屋内の各施設が設置されております。施設使用料につきましても、各施設毎に設置されておりますが、「国見町総合運動公園」及び「みずほすこやかランド」並びに「小浜勤労者体育センター」については、施設の運営形態が特有のため、それぞれ現行の使用料とすることに致しております。その他の施設につきましても、各町で使用料金体系が異なることから、各施設の使用料の調査・比較検討し、利用形態により使用料金を均一化し、屋外施設、屋内施設、その他の施設に区分して調整しております。学校開放体育施設についても同様の取り扱いとしております。

次に、その他の施設としまして、14ページから17ページに表示しておりますが、「郷土資料館」、「文化センター」、「鍋島邸」について掲載しております。「郷土資料館」につきましては、瑞穂町と、小浜町に「歴史資料館」が有りますが、入館料につきましては、現行のとおり「瑞穂郷土資料館」は無料、「小浜歴史資料館」は小学生以上は100円としております。南串山町の「文化センター」につきましては、地域間の均衡、公平性の確保から利用実態に応じて使用料を調整しております。国見町の「鍋島邸」につきましては、施設の運営形態が特有のため、現行の使用料としております

これまで報告してきました施設使用料につきましては、それぞれに使用料の減免規定が設けられております。

次に、手数料につきまして、18ページから20ページにかけて掲載しております。手数料につきましては、上欄に掲載しておりますように①に現行のとおり新市に引き継ぐもの、②特定の町の制度を適用するもの、③合併までに調整するものの3つに区分して調整をしております。まず、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録関係では、各町とも金額は、ほぼ同じであります。単位に一部違いが見られます。18ページの右側の欄に掲載しておりますように、調整結果につきましては、先程の3つの区分に応じて整理をしております。

次に、19ページから20ページに、税務関係を掲載しておりますが、ここでも金額は、ほぼ同額であります。単位に違いが見られます。調整結果にありますように、各項目毎に調整をしております。

同じく20ページには住宅関係、情報公開関係、農林関係、その他の項目について掲載しておりますが、手数料が町により設置されているもの、設置されていないものがあります。調整結果にありますよう

	<p>に各項目毎に手数料を設定するもの、現行のとおり新市に引き継ぐもの、制度を廃止するものに調整をしております。</p> <p>以上、使用料、手数料についての説明を終わります。</p>
松浦議長	<p>只今の説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
井上委員 (南串山町)	<p>すみません、ちょっと、この使用料の減免、そっちの中ですよ、一番、あの、最後に、その他特別な理由があると認めるとき、これは誰が認めるときなんでしょうかね。</p>
事務局長	<p>これは、17ページは、特に、市長が認めるときに減免規定を適用致します。</p>
松浦議長	<p>はい、どうぞ。</p>
井上委員 (南串山町)	<p>17ページに、あの、纏めて載っとるわけですね、私は、9ページとか11ページと、前だけ見て、17ページを見ておりませんでしたので、でしょう。9ページとか11ページとか、15ページ、そこら辺に、ただ、その、誰が認めるときという、それが文言が入ってなかったものですから、お訊ねをしたような次第でございます。どうも、失礼しました。</p>
松浦議長	<p>はい、他に、ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
宮本事務局 次長	<p>失礼します。事務局より、あの、5ページを再度お開き下さい。若干、補足説明をさせていただきます。あの、米印で一番下の欄に「調整された新しい各施設使用料の適用時期は、住民周知期間等を考慮し、平成18年度より適用する。」ということでございまして、本日、まあ、9月8日の協議会でこうやってご承認頂きますが、合併が、もう、10月11日ですので、僅か一月ではですね、十分な周知期間がとれないということでございますので、あくまでも、今回、ご承認頂いた使用料の適用時期は平成18年度よりということで、18年の4月よりということで、17年度は、結果的に「旧町の例」で各施設いくということでご理解を頂ければと思います。よろしくお願ひします。</p>
松浦議長	<p>はい、ご質疑ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、調整結果報告第28号につきましては、只今の報告のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ご異議ないようですので、承認されたものとさせていただきます。次に、調整結果報告第29号の「各種団体への補助金、交付金等の取り扱いに関する事」につきまして事務局から説明致します。</p> <p>21ページからになります。「各種団体への補助金、交付金等の取り扱いに関する事」について説明致します。協定項目番号第17号であります。</p> <p>次の22ページをご覧ください。2月の第15回合併協議会で確認を頂いております調整内容としましては、「各種団体への補助金・交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮する一方で、その必要性や公平性等の観点から内容を精査し、次のとおり調整するものとする」としまして、5つに区分しておりますが、その中の③合併までに調整する補助金、交付金につきまして報告するものであります。</p> <p>ここでは、民生関係を掲載しておりますが、まず、老人クラブ関係では、各町とも活動補助金、或いは助成金が支払われております。調整結果としましては、単位老人クラブは、補助基準額を統一し、老人クラブ連合会は、現在の総額を基本に検討する。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。次の戦没者慰霊碑等維持管理補助金などにつきましては、項目の記載がないところがありますが、他の補助金等に含まれているところもあります。調整結果としましては、現行のとおりとすることとしております。</p> <p>次の、育児講座事業等保育所運営費補助につきましては、現行のとおりとすることとしております。健康づくり推進委員視察研修補助金につきましては、瑞穂町にその規程がありますが、既に事業も完了していることから廃止することとしております。</p> <p>次に、23ページでは総務関係を整理しております。まず、町職員の福利厚生を含めた職員互助会への補助金、助成金につきましては、既に職員互助会は解散しているところであり、補助金の交付もないことから、廃止することとしております。ただし、新市において職員の福利厚生を含めて、必要に応じて検討する。としております。</p> <p>次に、自治会長会等への補助制度のあるのが3町ありますが、この補助制度は報酬的要素をもっており、報酬に一本化することで「廃止する」としてしております。ただし、17年度は旧町の例によることとしております。</p> <p>次に、自治会役員研修補助や自治会活動の傷害保険加入に伴う補助金、交付金であります。新市においては他の科目において予算化することとし、平成17年度は旧町の例によることとしております。</p> <p>次の、千々石町の委託職員等健康管理助成金、南串山町の自治振興</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

協会補助金等につきましては、組織が解散することから廃止致します。

次に、7町におきましては、それぞれ人材育成事業及びふるさとづくり事業等に補助金が交付されているところではありますが、新市におきましては一本化して交付することとしております。ただし、17年度におきましては、旧町の例によるとしております。

次に、小浜町の振興会補助金につきましては、新市において組織の合理化を促進し、補助金の削減をすることとしております。

次に、小浜町共同福祉施設運営費補助金につきましては、既に廃止されているところでもあります。

次の、千々石町にあります後継者結婚促進対策協議会助成金につきましては、協議会が合併時に廃止されることから、「廃止する」としてしております。

防犯灯の設置等の補助金につきましては、「新たな補助制度により新市においても実施致します。ただし、平成17年度は旧町の例による。」としております。

次の千々石町防犯協会補助金、千々石町青色申告会補助金につきましては「廃止する。」としております。

明るい選挙推進協議会補助金につきましては、新市において「廃止する。」としております。ただし、必要に応じ新市で検討するようにしております。

次の幼児交通安全クラブ育成補助金につきましては、「廃止する。ただし、17年度は旧町の例による。」としております。

次に、瑞穂町、吾妻町、愛野町で実施されています交通安全モデル地区補助金等につきましては、市域全体を対象に継続することとしております。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次の自衛隊父兄会補助金等につきましては、各町とも実施されております。吾妻町では他の補助金に含まれております。調整結果では、「組織の統合を推進し、補助金の配分につきましては、新市において検討するとしております。ただし、17年度は旧町の例による。」としております。

次の高齢者運転講習会負担金等につきましては、千々石町と南串山町で実施されておりますが、全市的に継続することとし、負担金、補助金など予算科目を統一することとしております。

次の、たばこ販売促進補助金につきましては、3町で実施されておりますが、社会情勢から補助金としては、適しないとして廃止致します。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次に、民生関係としまして、社会福祉協議会補助金をはじめ、ふれあいまちづくり事業補助金、心配事相談事業補助金等につきましては新市において調整するとしております。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次のボランティアセンター活動事業助成につきましては、廃止しますが、17年度は旧町の例によるとしております。

次に、民生委員協議会補助金及び研修補助金につきましては、瑞穂町の例により定額補助とすることとします。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次に、手をつなぐ親の会や母子寡婦福祉会等、福祉団体への補助金につきましては、新市において、新市の補助基準により補助額を調整し実施する。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次の24ページになりますが、殉国慰霊奉賛会活動補助金ははじめ被爆者手帳友の会補助金等につきましては、新市の補助基準により、補助額を調整し実施する。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次の、郡老人クラブ連合会助成金をはじめ、各種老人クラブ補助事業については、単位老人クラブ及び老連クラブ補助に包含するとし、補助額については、新市の補助基準により調整する。ただし、17年度は、旧町の例による。申し訳ございません。先程の郡の連合老人クラブ連合会につきましては、なくなるということで、廃止をすることに致しております。ただし、17年度は旧町の例による。としております。

次に、民生委員協議会補助金及び研修補助金につきましては、瑞穂町の例による定額補助とすると致しております。

申し訳ございません。飛びました。次のシルバークリーン活動助成金につきましては継続することとし、現行のとおりとすることとします。次の身体障害者福祉協会補助金等については、新市の補助基準により補助額を調整し実施する。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次に、県障害者スポーツ大会参加補助については、新市において他の科目で予算化することとします。

次の湧水会補助金、小長井聖母の騎士学園運営費補助金については現行のとおりとします。

次に、衛生関係になりますが、食品衛生協会への補助金につきましては各町とも実施されているところではありますが、新市においても現行のとおり実施することとします。

次に、食生活改善推進協議会助成金、或いはわかば会補助金につきましては、補助金に統一し、新市においても実施することとします。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次に、精神障害者家族会補助金等につきましては、新市の補助基準により補助額を調整し実施する。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。

次の瑞穂町の保健環境連合会補助金につきましては、新市において

	<p>廃止するとしております。次の河川等環境保全活動補助金につきましては、現行のとおりとしています</p> <p>次に、南高北部斎場組合外火葬場使用料補助金につきましては、国見町の例により実施することとしております。</p> <p>次の国見町の馬場・神代研修センター運営費補助金につきましては、他の施設との均衡を図る上から廃止致します。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。</p> <p>次の消防関係の機械器具借り上げ助成金、観光関係で公園清掃維持管理補助金については、「廃止する。」としております。ただし、17年度は旧町の例によることとしております。</p> <p>次の土木関係の町営住宅浄化槽管理費補助金につきましては、現行のとおり継続しますが、平成18年度で終了するとしております。</p> <p>次の教育関係では、町連合PTA図書事務職員設置費補助金は、廃止します。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。夏祭り補助金等については、新市の新たな補助基準を整備し、実施することとしております。愛のまち文化フェスティバル補助金につきましては、他のイベントを考慮し、新市において決定する。ただし、17年度は旧町の例によるとしております。</p> <p>次の国見高校サッカー部強化激励費については、新市において調整するとしております。</p> <p>次の25ページになりますが、国体出場強化激励費については、他の制度に統合することとしております。</p> <p>次の人材育成事業助成金については、総務関係にありました人材育成事業及びふるさとづくり事業等と同じく新市において一本化する。</p> <p>次の災害関係における愛野町単独補助災害復旧事業補助金につきましては、廃止することとしております。</p> <p>以上、各種団体への補助金、交付金等で、合併までに調整する補助金、交付金等につきましてはの調整結果の報告を終わります。</p>
松浦議長	<p>只今の説明につきまして、何か、質問等がございますれば。はい、どうぞ。</p>
柴田委員 (愛野町)	<p>愛野の柴田です。えっとですね、23ページの、二つほどあるんですけども、たばこ販売促進補助という形で3町出してあるヤツが、今回は、趣旨はともかくとして廃止するというので、結論が出ておりますけれども、まあ、あの、確かにたばこはよろしくないということで、環境的、また、健康的によろしくないということで、社会的にも問題になっているわけなんですけども、まあ、現行、例えば、愛野の場合を調べて見ますと3千5,6百万のたばこ消費税が入ってきているし、まあ、吾妻、千々石等から見ますと、おそらく、相当の金額の消費税</p>

	<p>等が入ってきてるだろうと、ですから、今の、あの、販売促進のための補助ということじゃなくてですね、健康管理にしないとか、ライターとかマッチの方を買って、自分の町で買うなら買って下さいとかいう形で補助金が流れているみたいですけども、それでも、駄目だということで廃止されるのか、やっぱり、偉大な税収が入るわけですから、まあ、できうるならば、文言を考えてですね、あの、やり方を考えて、それ、存続するわけ、いかんかなということが一つ気になるもんですから、あの、聞いてるわけです。</p> <p>もう一つはですね、あの、下の項で、民生委員の協議会活動補助金というヤツが、「瑞穂町の例により、定額補助とすると、ただし、平成」という形で、この調整内容の結果が出ておりますけれども、これが、どういう形で、あの、瑞穂町の例が解らんものですから、どういう形でなるのか、その2点、もう一つは後の方でありますけれども、よろしく願います。</p>
植田幹事長	<p>幹事長でございます。私の方からお答えをさせていただきます。たばこの販売についての補助につきましては、各町、以前、全てあったわけでございますけれども、この点につきましては、各販売業者に補助を出すというやり方ではなくて、やはり、たばこの消費は地元で、できるだけお買いあげを頂く、そして、たばこ税の収入については、当然、町内に協力をして頂きたい。そのことは変わりないわけでございますが、そのことにつきましては、やはり、市の広報機関等を通じましてたばこの購入については、是非、町内で買って下さい。そういった広報に努めた方が良く、従いまして、直接、商店に補助を出すということは、今後は止めた方が良くはないかという結論に至ったわけでございます。その点だけ、私の方からお答えさせていただきます。</p>
宮本事務局次長	<p>失礼します。先程の柴田委員さんの2点目の「瑞穂町の例による。」ということでございますが、1人定額の8万5千円ということで、民生委員さん1人にですね、補助を出されているということでございますので、その例によって統一するというところでございます。</p>
柴田委員 (愛野町)	<p>解りました。あの、今、出ているたばこに対する販売促進金の補助金についてもですね、その、何十万という金額じゃなくて、あの、使われてるのはですね、婦人会の研修会に1回ぐらい出るか何かぐらいの、あの、殆どが自町で消費を促すようなライターとかマッチの方で、殆ど、たばこの消費というよりか、余所の町で買うよりか自分たちの町で買って頂くわけいかんかなというふうな説明の付いたライターの配布なんですよ、ですから、それは、まあ、生かしておってもらった方が良くないかなという気がするんですけども、まあ、変わ</p>

りに広報で流しますということであれば、その意義を尊重して、まあ、構わんだろうと思うんですけども、そこら辺が僅かな金でも、その、ライターの方で、たばこを飲んでる人はですね、ライターが、たばことライターがあっちはじめて飲めるもんですから、非常に、その、助かっている気がするもんですから、私も8ヵ月程たばこを止めているわけでございますけども、やはり、買う側から見ますとですね、その、僅かのライターでも、マッチでもあった方が買いやすいということがあったもんですから、まあ、訊いたわけですけども、方針的に変わらんで、まあ、後の消費に関しては、広報で流していこうということであれば、まあ、その意思は解るわけですけども、できれば、今回は、そういうことも考えて頂ければなと思っております。

もう一つありますけれども、一番最後にですね、愛野町の単独災害復旧事業ということで補助金があつたわけですけども、災害がですねあった場合に、過去に町道の、あの、面してる個人の私有地が、崖崩れを起こした場合に個人の私有地に関しては、災害復旧の対象にならんというふうなことで、個人じゃ出来ない、それで公でも個人の場合されないということで、折半でやってみたり、四分六でやってみたりという事業が過去にあつて、それで恩恵を受け事業を進捗した折りもあるわけですけども、まあ、あの、過去に災害があつた場合には、激甚を受けたりなんかした場合はですね、その対象になる時もあるんですけども、普通、個人の私有地が崖崩れを起こして、道に面しておろうと、川に面しておろうと個人の責任ということで、地積の出来た結果、最近、特に、災害がやかましくなったということで、それを災害復旧をスムーズに行く為にこれは設置されておるんですけども、他町にないもので、これを取り消すということでもありますけれども、その事業としてどっかで存続するような可能性があるんですかね、もう全くないんですかね。

宮本事務局
次長

お答え致します。まあ、あの、今の質問ですが、正しく、あの、この補助が、個人の財産のということで、まあ、廃止するというふうなことで部会の方から聞いております。で、今、現在、これに変わるものがあるのかということでございますが、今、現在、ないということでございますので、まあ、後、資金関係の方で手だてをするか何かの方法しかないのかな、ということで考えております。

柴田委員
(愛野町)

あの、趣旨はですね、さっき言ったとおり河川ですね、公共の河川とか、道路、里道等にですね、かえり込んだ場合に個人で手に負えない、で、それを解決しないと通行出来ないと、で、土地が個人の私有地であるということで、それをなんとかその通行上、道路上、若しくは河川管理上、非常に、この、スムーズにする為の方法として、それ、

	<p>考えたのがこの事業だったんですけれども、まあ、地積調査の確定した後の、何気なくですね、道路が根っこで押さえた分と、道路の石の頂上で押さえて個人の私有地をそこまで認めた、若しくは、道路を認めた人と様々な状況で地積が確定してるわけですね。</p> <p>で、たまたま、石垣の根っこまでが、個人の土地だということで地積を抑えた人達が、石垣がくえた場合はですね、個人の責任でそれをしなきゃいかんということに、災害復旧の時に相成ったもんですから、それを折衷案として個人であるようにしても、公の道路面ではないかということもあってですね、こういう事業を今までやって来たんですけれども、まあ、今後、これを廃止、まあ、愛野町だけだったから廃止ということであればしょうがないでしょうけれども、今後、何らかの形でこの精神を活かすということを考えて貰えればなという気がするもんですから、提案したわけですから、如何ですか。</p>
<p>宮本事務局 次長</p>	<p>まあ、言われるように、確かに、あの、道路の境を石垣の淵に持っていった場合、どうしても石垣は個人の物だという状況というのはあるかと思えます。で、それを内側に道路の境を持って行った場合は、当然、公共施設だということで、そこら辺の確かに状況があるかと思えますけれども、今、現在のところ、その、個人の財産の物ということで、今、廃止を調整されてるということですが、今、柴田委員さん言われるように、まあ、今後、新市においてそういう状況が出た場合にはですね、そういうことで検討はしていきたいというふうな部会の方で考えているようでございます。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>柴田委員 (愛野町)</p>	<p>申し訳ない、あの、今回で、この合併協議会は終わりですかね、であれば、あの、一つだけ前回から各種団体の補助事業についての質問を最後にしとったんですけれども、まあ、次回までに報告をするということできとったもんですから、まあ、あの、農業団体についての事業として、今まで、あの、まだ幹事会の中でまとまってなくて、新市で調整するということだろうと思うんですけれども、例えば、米に対する助成事業とか、畜産、若しくは、その、価格安定基金とかですね、農業者団体等の助成事業、それから、L資金等の利子補給の事業とか、いろんな事業が、まだ摺り合わせが行われてない事業が、今、出てきて、そのまま合併の中で持って行かれるというふうなことなんですけれども、特に、馬鈴薯に関しては、長崎県で総生産量で、まあ、100億近くの販売高を上げておりますけれども、その中で、この雲仙市が約35億ぐらいの販売高をやってるわけなんですけれども、これに対する各町がそれぞれの事業、助成事業等をやられておるわけなんですけれども、</p>

	<p>まあ、あの、それぞれ、花の栽培農家に対する事業とか、各種農業団体の事業というのがあるもんですから前回の質問でも聞いたとおり、やっぱり、あの、調整がこのまま、合併協議会が終わるんであるんなら、それはそれで良いんですけども、やっぱり、あの、この、今までの調整の中身から行きますと、殆ど調整が旧町の例を引きながら調整し、手数料にしても、あの、補助事業にしても旧町の意味を存続しながら、あの、調整されているというふうに解釈をしてるもんですから、合併したから急に換えられるんじゃないくて、長いこと培ってきた農業団体等の事業そのものを市になったからということで、一刀両断にやられたり、また、公平にですね、全くジャガイモのない町もあればですね、ジャガイモで命を懸けてる町もあるわけですから、旧町の意味を存続したような形で事業を、あの、一旦、摺り合わせをする場合は、それを、あの、存続というですかね、継続といいますかね、そういうことを、意思を、旧町の意味を尊重するような摺り合わせをするという申し合わせなり、先送りをするとか、いう形がとれないもんかなという気がするもんですから、前回の協議会の中で訊いとったわけですけども、今回が終わりであるとするならば、その精神をですね、この合併協議会の中で、確認をして、そして、新市に申し送りをして行くんだということが確認できないもんかなという気がするもんですから、敢えて訊いてるわけですけども。</p>
<p>宮本事務局 次長</p>	<p>まあ、農林サイドの補助金関係のことでございますが、お答えしたいと思います。あの、専門部会の方で、まあ、基本的な考え方としては、あの、運営費補助的なものは、廃止の方向を考えてると、で、事業費補助、或いは、奨励的なものというものは継続してやるんだということでございます。で、現在、7町の中で、瑞穂町にありますパワーアップ事業というのが農林サイドであります、ここら辺をですね、今、柴田委員さんが言われるような、まあ、旧町のそういう精神と言いますか、そういったものを継続しながら、新市において新たなパワーアップ制度的な、補助制度というものを、今、部会、或いは新しい新市の組織の中で検討をされているということですから、まあ、その部分の精神というのは継続されて行くんではなかろうかというふうに考えております。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>柴田委員 (愛野町)</p>	<p>あの、パワーアップ事業そのものを、ちょろっと、ちょっと勉強させてもらったんですけども、良い事業だと感心しております。只、まあ、私が言うのはですね、それに持っていこうということは理解致しますけれども、今まで、その、長いこと、例えば、その、国見なら国</p>

見がイチゴを特産化するために、10年も20年も町を上げて努力されてる事業というものがあるし、また、花は花の産地を、銘柄づくりのために努力されてる旧町があるわけなんですよ、まだ、合併してないですから、現在の町なんですよ、ですから、その精神をですね、やっぱり、新町へも受け継いで行くんだという申し送りがして頂ければ、そのパワーアップと兼ねて行けば心配ないだろうと思うんですよ、やはり、あの、合併協議会等で勉強させて頂ければですね、合併後の新町の市長、若しくは市会議員の考え方によって、相当の、その、予定どおりのことができない場合もあったと、過去に勉強させてもらった中で、そういうことを訊いたもんですか、念のために、旧町として、あの、出来るなら、その、精神、町のやっている事業そのものも新しい町の中で継続して行くんだという申し送りが出来ればなということで、まあ、訊いてるもんですから、敢えて、何回もしつこく訊くわけですけども、過去の、宇城市ですか、の流れの中でもそういうことを訊いたもんですから、やっぱり、急に変わられても困るところもあるし、旧町は旧町で何十年という形で努力されて、あの、特産品づくりのためにやられてることもあるもんですから、その精神を生かして行くんだということの引継ぎが出来ないもんかということで、敢えて訊いてるわけですけども。

松浦議長

あの、当然、あの、農業振興については、新市の中で、議会、理事者含めて、あの、また、振興策も考えて行かれると思いますので、今の柴田委員の意見は十分に、申し送りといいますか、そういうことを加味しながら、あの、新市の中で、各町、まちまちでございますので、それぞれ、あの、偏ったことの農業振興というのは出来ませんので、雲仙市の中で農業振興をどのようにしていくかということは、当然、あの、今から検討されると思いますので、その中で、盛り込んで頂くようなということで、あの、行かれると思います。その点を、今、この事業を継続せろとか、何とかというのをここで決めた場合はですね、ちょっと、各町とのバランス的なこともありましょうし、新市の中で、含めたところで検討させて頂ければという気持ちでありますけれどもよろしゅうございましょうか。

松浦議長

はい。

柴田委員
(愛野町)

あの、私が言ってるのはですね、新しくなった町のところで、全部持ち込めということじゃなくて、今、会長言われたとおり、いみじくも、あの、町がそれぞれ別々なんです、ですから、全部あわせてしまうということで合併したら困るじゃないかということが、一つ気になるし、例えば、農業だけじゃなくて私の町自体は、全く漁業、関係な

	<p>いわけなんですけども、漁業にしても、やっぱり、それぞれ、存続を懸けた、一所懸命やってる人達に対する助成事業そのものもあるわけなんですよね、まあ、商工会の育成してもそうなんですけども、只、力を入れてるか入れてないかは、それぞれの町のやり方によって、歴史の上で今の町がなりたって来てるものですから、精神的なもので結構だと思うんですよ、あまりにも、その、違いすぎる合併をしてるものんですから、その精神だけは受け継ぐわけいかんかなと、その精神をそういう形で持ち込むということできないもんかなとということで、気になるものなんですから訊いておるわけなんですよね。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>それは、当然、あの、雲仙市、農林業を主体とした市でございますので、リーダーとる人は、それを含めて、今後の農業振興を考えて行くだろうと思っておりますので、その中で、あの、そういう今までのことについても、十分、あの、検討されるだろうと私は思っております。一旦、ここで、申し送り事項ということで行くのか、その辺のことについてはですね、え、あ、今、あの、柴田委員の仰ったこともですね、これは、あの、全部会議録に載りますので、当然、あの、引き継ぐところは、新市に引き継ぐ、意見がこうあったということは出てくるだろうと思っております。</p> <p>はい、どうぞ、どうぞ。</p>
<p>宮崎事務局 参事</p>	<p>お答えしたいと思います。実は、あの、まあ、精神を引き継げないかというような質問でございますけれども、実は、あの、この雲仙合併協議会におきましては、新市建設計画という新市のですね、マスタープランを作っております。で、その中に、地域別整備方針というのがございまして、旧町単位でどのような政策をといますか、重点的にやって行くかというふうなその方針も立てております。当然、これが新市に引き継がれるわけでございますので、これをベースにして、新市におかれまして、総合計画、ひいては実施計画というふうな事業に結びつけていくといったことになりますので、当然、新市建設計画におきましてその精神が引き継がれると、そのように考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>よろしゅうございますか。まあ、今の意見でご了承願いたいと思います。他に、ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>山中委員 (千々石町)</p>	<p>千々石の山中です。実は、あの、23ページなんですけども、千々石町のところのですね、真ん中ぐらいのところ、千々石町青色申告会助成金というのが、こう、載っておりますので、これが廃止するとい</p>

	<p>うことに、こう、されております。実は、あの、同じ、こういういろんな、この納税、青色申告会というのと一緒にですね、千々石町納税貯蓄組合というのを、二つを一緒にして、毎年、総会をして、あの、これをやって来たわけなんですけども、商工会ばかりではありません。</p> <p>納税貯蓄組合の中で、それに賛同するものもおりますし、青色申告会は商工会員さんばかりじゃなくて、農業関係で青色申告をしている人達とか、いろんな方々が参加しておるわけなんです。</p> <p>ところが、これが千々石ばかりしか、こう、ありませんので、実は、あの、この会というのが、非常に、床井町長時代から、長い間、こう、続いて来た、一つの千々石町の大きな税務行政の中に、こう、あるわけなんです。私達も、皆様方にお世話になって、23日の日に7町の商工会も合併することに、こう、なっておるわけです。あの、調印式を終えたわけなんですけども、こういうことを、是非、あの、新しい雲仙市商工会の中でもやって行きたいなという思いを、今、しておるわけなんですけども、こういう、あの、納税貯蓄組合という、ここの意義というのが、非常に、こう、千々石の町の中に生きて来ております。それと同時に、あの、この総会の中で、毎年、税務署の署長さんと統括官と一緒にしてお出でになって、その中で、ちょっと簡単な、こう、会食の中で、一緒にやるわけなんですけども、官官接待があって、実は、あの、一時期、税務署、ここ、そういう、あれをやらない、あの、総会だけには来るということがあったんですが、簡単な、この、パーティー系ならば、一緒に、こう、しても良いですというようなことがあって、なんかお出でてくれられるようになったわけなんですけども、是非、あの、ここの、あの、廃止されたということになるわけなんですけども、市の中で、そういうことも、何か他に、納税貯蓄組合というものが別にありますけれども、考えがあったらお願いしたいと思います。</p>
<p>宮本事務局次長</p>	<p>お答え致します。まあ、あの、廃止するというふうにしております。あの、これ、実は、あの、合併後の、その、まあ、新市での姿というものが、まだ、組織として見えないという部分がございます。</p> <p>で、幾らか、組織的に、廃止するという、明推協であるとかしておりますが、これらについては、合併後、新たな、その姿というものが、明確になった段階です、新市において、再度、検討するべきところはするべきだろうというふうなことで、まあ、これは、一旦、廃止するというような考え方でご理解頂ければと思っております。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>他に、ございませんか。はい、どうぞ。</p>
<p>増山委員</p>	<p>小浜の増山でございますが、24ページに、この、やはり、この千</p>

<p>(小浜町)</p>	<p>々石の欄でありますけれども、この衛生関係で河川等環境保全活動補助金と上がっておりますが、これは続行すると、まあ、こういうふうになっております。まあ、非常に良い事業だから続行するという事であろうと思いますが、新市建設小委員会等におきましても、この環境保全という面で、非常に、この、声が上がってきておりました。</p> <p>まあ、そういう意味で、これが、私、ちょっとみまして、実際、中身がちょっとわからないものなのですから、良い事業であれば、広く雲仙市の中で、今後、取り上げて各地区で行うべきものじゃないかと思ひまして、この千々石町だけでされているこの事業はどういうものであるのか、ご紹介をして頂きたいと思ひますけれども、そういう意味であります。</p>
<p>宮本事務局次長</p>	<p>お答え致します。この河川等環境保全活動補助金ですか、これにつきましては、平成何年でしたか、長崎の渇水、水不足でですね、非常に困った年があったわけですが、その時に、千々石町と島原が、その長崎への水の供給ということで千々石川からタンカーといいますが、船に水を積んで、長崎にやったわけですが、その時に千々石町は、まあ、千々石町は無料で良いですよということでおったわけですが、まあ、島原とのバランスを考え頂いたのか、その当時、済んだ後に5千万、まあ、お礼と言いますか、そういったもので頂いております。</p> <p>で、それを、まあ、千々石町の場合は基金として残し、その果実で、そういう千々石川をきれいにしていこうと、そういう活動に対して、利息でですね、そういう事業を継続していると、で、また、あの、その基金につきましては、新市へ、また、持ち込んでいきまして、それも同じように果実でですね、やっていきたいということでございますので、専門部会の方でも、一応、継続をしていくというふうなことで、現行のとおりということにしております。</p> <p>で、まあ、今、言われましたように、新市全体での、そういう環境問題というものがあればですね、やはり、そういう一財でいくべきところは、再度、やはり、検討して、西郷川にしろ、まあ、7町、雲仙市の中には、良い素敵な川もあることですから考えないといけないだろうと、そういうふう考えております。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>はい、他に、ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、調整結果報告第29号につきましては、只今の報告どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ご異議ないようですので、承認されたものとさせていただきます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、そうですね、ここで、あの、10分程休憩をさせていただきます。15分しましょうか、3時から再開ということをお願いします。</p> <p>(休憩)</p> <p>それでは、会議を再開させていただきます。次に、調整結果報告第30号の「一般職の職員の身分の取り扱いに関する事」につきまして事務局から説明致します。</p> <p>26ページになります。26ページの「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」についての説明致します。</p> <p>27ページをお開き下さい。既に確認を頂いている調整内容につきましては、上欄に掲載しておりますが、一般職の身分の取扱いについては、4つに区分して調整をしております。一つ目が一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。二つ目が、職員の定数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。三つ目が職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併までに調整する。四つ目に、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併までに調整する。としているところであります。</p> <p>27ページから28ページでは、職員の定数について掲載しております。28ページの調整結果の欄では雲仙市の定数を掲載しております。総計で499人となります。</p> <p>次に、29、30ページでは、職員の職の設置に関する事を掲載しておりますが、合併までに調整するとしておりました調整結果を右側の欄に示しております。30ページの右側になります。吏員職は、第2条に示しているように部長から技師補までとしております。吏員以外の常勤の職員の職は、用務員、調理師、雇員としております。</p> <p>31ページ、32ページになりますが、職員の給与に関して掲載しております。32ページの右側の欄の調整結果では、給料について第2条で、給料表は3条では給料表については行政職給料表とするとし、技能労務職の給与について示しております。</p> <p>さらに、関係町の職員で新市において引き続き採用される職員の間には、それぞれ合併関係町の制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との均衡を考慮し市長が定める基準により新市設置後出来るだけ早期に所用の調整を行うものとする。としております。</p> <p>33ページ、34ページになります。行政職給料表級別標準職務について掲載致しております。調整結果については、34ページ右側の欄に表示していますが、職務の級は8級として、それぞれの級におけ</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>松浦議長</p>	<p>る職務について示しております。</p> <p>以上、一般職の職員の身分の取扱いに関する調整結果の報告を終わります。</p> <p>只今の説明につきまして、何か、質問等ございますでしょうか。ございませんか、はい、どうぞ。</p>
<p>田尻委員 (愛野町)</p>	<p>愛野の田尻であります、この職員の給与の不均衡是正については、これまで、何回か申し上げたつもりであります。改めて意見を申し上げます。</p> <p>9月1日付けで職員の、まあ、人事異動の内示がありましたけれども、職員の方は、勿論でありますけれども、私達、住民にとりましても、合併の現実認識とか、或いは、期待感を新たにしたところであります。まあ、あの、職員の方はそれぞれ、まあ、新たな決意と期待感を、意欲を持っていらっしゃるというふうに理解をしております。</p> <p>そこで、この、合併の趣旨の大きな柱の中に、まあ、あの、財政危機の回避等々もありましたけれども、所謂、住民への行政サービスの向上というの大きな柱の一つでありました。そこで、このサービス向上の大きな要因と致しましては、やはり、直接、行政に携わる500人、職員の自らの意識の啓発、或いは基本姿勢は、これは勿論であります。そして、また、職員の研修制度の充実とか、或いは職員の福利厚生の実態、これも、勿論でありますけれども、やはり、職員の給与体系とその給与の実態というのは、勤労意欲を、非常に、この、左右する大きな要素であります。</p> <p>そこで、7町間ですね、職員の給与実態を見てみますと、まあ、これが全てとは理解しておりませんが、所謂、ラスパイレス、国の給与基準を100として、市町村はどうなっているかという、この指数を見てみますと、この7町間で見た場合に、やはり、バラツキがあるということは、不均衡があるということでありました。</p> <p>そこで、これから、まあ、これ、バラツキについては、まあ、過去の実態についてはですね、それぞれ7町の経緯とか、或いは町の実情があったということと言及する気持ちは全くありません。今後、これからですね、所謂、同じ釜の飯を喰う者として、まあ、不均衡の是正がなければ、所謂、弊害ということになりますと、やはり、職員間の勤労意欲の後退とか、或いは使命感の欠如、そして、職員間のわだかまりと、こういうのが残って行くというふうに理解をしております。</p> <p>このことは、所謂、この、市民への行政サービスの低下ということ招きかねないということでありました。このことが、所謂、職員にとりましても、私共、市民にとりましても全く不幸なことであります。</p> <p>そこで、給与是正に入りますけれども、やはり、7町の、この、特</p>

	<p>色とか特殊事情があればですね、この事情を、その、十分、取り入れた初任給の昇格昇給等基準等をバッチリ、その、整備をして頂いて、それから、全て、その、年齢とか、学歴とか、或いは民間歴とか経験年数等を全く、この、白紙にもどして、同一条件で再計算をして、所謂、転がし計算をしていって、一定の基準ベースを作っていく、この基準ベースについては、なかなか、その、難しい面もあるかと思いますが、高者については、今後、昇給の留保等を図っていくということであると思います。それから低者については、当然、是正をしていくと、このことを、その、可能な限り、まあ、同一歩調の措置を採るべきであろうというふうなことであります。</p> <p>このことが、ひっくるめて申し上げれば、所謂、住民へのサービスの向上ということであるかと信じております。</p> <p>そこで、この是正については、非常に、この時間と莫大なエネルギーを必要とするというふうに考えておりますけれども、やはり、これは避けて通れない問題だと私は理解をしております。</p> <p>そういうことで、現段階での基本的な考え方、或いは姿勢についてお伺いをしたいと思います。以上です。</p>
<p>宮本事務局次長</p>	<p>お考えをということで、ご質問だろうと思います。お答え致したいと思えます。今、正しく、言われたとおりに7町、職員間で、それぞれ、まあ、この調整結果の表を見て頂きますと解りますように、相違がございます。</p> <p>ですから、この32ページの下段、一番、最下段に黒ポツで書いてありますとおり、当然、公正に職員を扱いなさいというのが特例法にございますので、今、言われたように、新市での基準といいますか、市長が定めた基準というものを早期にですね、まあ、新市では8級制でやっていくというふうなことでありますので、それに沿ってですね、出来るだけ早い時期に、やはり、遅れば遅れる程、その、職員にとっては辛いものがあるんじゃないかならうかと思えますので、そこら辺については、この基準というものを定めてですね、早期に対応して行きたいというふうに考えております。で、まあ、参考までに7町、正式にラス指数とってみますと、概ね、まあ、ちょっと、ペーパーがないんですけど、92.7%程度のラス指数になるかと思えます。まあ、それは参考までにお知らせしておきたいというふうに思います。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>よろしゅうございますか、はい、当然、あの、はい、どうぞ。</p>
<p>柴田委員 (愛野町)</p>	<p>柴田です。あの、平成15年の10月1日現在ということで516名の職員で合併するという数字が出ておりますけれども、現在、多分、486名ぐらいの数字だろうと思うんですけども、まあ、この計画で</p>

行きますと、合併後15年掛かって、当初の計画が350名までの予定で持って行くという計画を示されておったみたいですが、今回、頭が、分母そのものが、多少、変わっておるものですから、その進捗状況は変化しないのか、やっぱり、同じようなことで、15年先、合併後のですね、合併した後の15年間で350名ということで、変動がないのかどうか、そこら辺、予測があればですね、変わった予測があれば、答え頂きたいということと、もう一つはですね、この前から何回も訊いているわけですが、出張所とですね6支所の支所長の権限、部長の権限というのは、部長制というのは、初めて、町とすれば初めて聞くものですからどれぐらいの権限を与えるのかなというのが一つあります。

それと、6出張所に対する、所長に対する権限がどれぐらいの権限を残されて、職務権限そのものがどれぐらいの権限なのかということと、一つ訊きたいと、それと、やっぱり、専門職化、当然、して行かないきゃいかんだろうと、ですから、あの、その、法の専門家も、当然、新市になれば入れないきゃいかんだろうということも考えられるわけですが、そういう、普通の事務職だけじゃなくて、専門職も入れないと、責任もった行政の答弁も、それから執行も出来ないところが出てくるだろうと思うものですから、そういうことに対しては、どういうふうに解釈しとけば良いのかなということで、その2点について、一つ伺いたいんです。

宮崎事務局
参事

まず、職員数についての答えでございますけれども、そもそも、建設計画を策定する際に、まあ、職員数辺り、将来どの程度にすべきかというふうな試算をしたわけでございますけれども、あくまでも、350人、この数字というのが類似団体と比較した場合、まあ、この程度に持って行くべきだと、逆に言えば、持っていけるべきだろうと、350名という数字には、そういうふうな形での、まず、350というふうな数字を出しております。

ただし、その際にも説明したんですけれども、あくまでも、新市、雲仙市においては、独自に、改めてですね、定員の適正化計画を作らないといけないと、まあ、その結果ですね、それが300人だったり、320になったりするであろうということでございまして、ですから、まあ、今回、現在、約500名の職員がおるわけなんですけれども、今後、合併後にですね、早急に定員の適正化計画を作りまして、例えば、10年後の適正数値は幾らなのか、それが300なのか、280なのかと、そういうものを改めて策定し直す必要があるということでございまして、現時点でその数字をですね、幾らにするかということは、ちょっと、試算はしておりません。

ただし、当然、現時点で、既に、もう、約16名17名程度減って

	<p>おりますので、当然、350よりは落ちるはずであるということでございます。以上です。</p> <p>まあ、次にですね、支所長等の権限についてのご質問でございますけれども、実は、支所長の権限につきましては、あの、まあ、通常、予算の各費目毎に見ていくことになろうかと思えますけれども、その中でもですね、特に、工事請負費ですね、工事の執行を、例えば、支所長の権限でどこまで出来るかというふうな数字でございますけれども、一応、支所長にはですね、上限500万円と、これは本庁の部長と同じ額にしております。そのような形での、まあ、権限を支所長に渡してるということでございます。それと、今後の専門職につきましては、まあ、これは、当然、新市になってから改めて、まあ、どのような職員を採用し、配置して行くかというふうな、これも計画を立てて採用して行くような形になろうかと思えますので、これにつきましては、新市において、当然、適正な形で採用がなされるものと、そのように考えております。</p>
松浦議長	<p>はい、他に、ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
岡委員 (国見町)	<p>国見の岡です。合併をして、職員数はどうなるのかと、まあ、いう質問を良く住民の方から聞きまして、まあ、今、ここにあるような形のお答えをしますと、10年も掛かるとかと、というような話も出るぐらいに、住民、市民の人は思ってるんですね、だからその辺のところを良く理解をして頂きたいと思えます。それと、今、あの、参事の方からお話がありました。お答えなりましたように、計画を立てて、段階的に、こう、やって行かれると思うんですけども、それはどこの部署で、それをやられて、どういう形で、そこまでもって行かれるのか、で、ありましたら教えて頂きたいと思えます。</p>
宮崎事務局 参事	<p>お答えします。まあ、この、人員の管理につきましては、新市におきましては、総務部の人事課、ここが取り扱う形になります。で、その際に、当然、削減をしていく考え方でございますけれども、ベースとなるのは、建設計画でもお話ししましたように、退職者の不補充ですね、不補充といいますか、退職者に対して3分の1雇用、採用をですね、これをベースにして、削減を図って行かれるものと、そのように考えております。</p>
岡委員 (国見町)	<p>先程、あの、田尻委員からもお話がありましたように、まあ、住民に対するサービスと言いますか、これは、やはり、質を上げて行かないといけないという面と、それと、もう一つはそういう人員を削減せ</p>

	<p>ないかんという反対の条件とを今から抱えて進んで行くわけですね、で、やはり、先だっても、ちょっと、触れましたけれども、指定管理者制度というように民間で出来るものは民間でコミュニティービジネスとして下げて行くと、或いは、あの、ちょっとした手続きだったらコンビニでも出来ますよというようなものは、そういうふうには外の民間の企業を使えるようなシステムを作って行くと、まあ、いうようなことをですね、やはり、研究をしますと言いますか、そういうグループというのが、組織の中にあっても良いんじゃないかなと、私は民間にありまして、かなり、あの、改善提案というものをさせられまして、必ず、月に一回づつは改善提案を出しなさい、そして、良いのが出ますと、3級、2級、1級というような報償金を出してまでですね、自分達の身を削るような、そういう提案をさせられたわけです。</p> <p>で、民間は、それ程、厳しいことをやりながら、今の日本の経済社会があるわけですから、あの、やはり、その辺のところをどう考えていращやるのかですね、お答え頂きたいと思えますけども。</p>
<p>宮崎事務局 参事</p>	<p>まず、指定管理者制度、これにつきましては、まあ、法律に基づきまして、18年の9月だったと、9月ですね、9月までに、もう、策定しないといけないということになりますので、これにつきましては、新市発足直後からですね、どのような形で民間に持っていくのかというふうな整理がなされるものと思っております。</p> <p>で、当然、これに附随します、まあ、職員の問題もですね、当然、これにリンクさせたところで整理がなされるものと、そのように考えております。</p>
<p>岡委員 (国見町)</p>	<p>どうも、有り難うございました。是非、一つ、あの、大変なことでしょうけども、身を削ることもやらないといけないんでね、それは、もう、大変だと、職員の方には、そう思うわけですけども、是非、一つ、その中で住民のサービスを良くやって頂きたいという、住民の方は欲がいっぱいありますので、その点は良く頭の中に入れといて、あの、住民から、いろいろやっても、それに、あの、あれを言わないようにして頂きたいなど、日頃の皆様のご努力というのは、非常に、あの、感謝をしておるところでございませうけれども、これからもよろしくお願い致します。どうも、有り難うございました。</p>
<p>松浦議長</p>	<p>有り難うございました。他に、はい、どうぞ。</p>
<p>林田委員 (瑞穂町)</p>	<p>瑞穂町の林田と申しますが、私達では、行政の面にあって、解らないことが、沢山あるわけですが、この会でお答え出来る範疇で、あの、回答して頂ければと思うんですが、まず、あの、専門的なスタッ</p>

	<p>フを補充しなければならないというのは、あの、先程、伺いましたが、それは、現在、あの、雇っておられる方の中で、専門職に切り替えて登用するとか、そういうことなんでしょうか、それとも、新しく、あの、人材を登用する計画なんでしょうか、それが1点、それから、もう、次は、あの、専門職としてどういう分野の専門職を考えていらっしゃるんでしょうか、あの、新しい雲仙市に対応していく専門職というのは、どういうものなのか、よく内容が解らないので、お訊ねしたいと思います。</p>
宮本事務局次長	<p>お答えしたいと思います。あの、まあ、私の頭の中である部分で専門的なものとして、まず、福祉事務所辺りが、今回、市に設置しなければならない、必置でございます。であれば、必ず、ケースワーカーと言いまして、まあ、家庭を回られる、そういう専門の職員の方が、当然、必要になって来る。まあ、そういった部分で、今、現在、その専門として、もう、既に研修に職員が行っております。</p>
	<p>で、後、また、教育委員会、これにつきましては、市で、その、雲仙市の学校の指導をしなければいけないということで、ここら辺につきましては、県の教育委員会の教育指導というものに沿った雲仙市の教育方針というものを作らなければ、そういうことで、今回、県の方から、5名、雲仙市の職員として、そのうち3名は雲仙市で給与等も払いながらですね、7町の学校教育に関する指導等に携わって頂くということで、まあ、そういった部分で専門職が、もう、既に各分野で出てきております。</p> <p>今、現在、私の考えてるところはそのくらいですが、まあ、今後、権限移譲等でですね、例えば、建築申請の権限移譲とかが下りてきますと、当然、新市で建築の許可を出していくとなれば、当然、そういう一級建築士なり、そういう資格を持った方が必要になってくると、で、現在、7町の職員の中に居なければ、そこら辺の登用というものも、今後は考えられるのではなかろうかと、まあ、その方が住民にとっては、スピーディーな許可というものが出せるということになるかと思っておりますので、今後はそういったものに、新市としては対応していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。</p>
松浦議長	<p>よろしゅうございますか。はい、どうぞ。</p>
林田委員 (瑞穂町)	<p>できたら、あの、法律相談なんか、あの、されるようにして専用の、何か、弁護士さんとか何とかがおられれば、一番、わざわざ余所から雇って、高い費用を掛けて相談をするんじゃなくて、できれば、そういう専門職をもっておられる方に委託して、あの、そういう相談事業を展開して頂ければ住民は助かると思うんです。</p>

<p>松浦議長</p>	<p>で、あの、今、あの、福祉事務所で専門職を雇って、あの、いるという計画を伺いましたが、これは、もう、直接、民生委員なんかとタイアップして貰って、できるだけきめ細かい、あの、事業を展開して貰わないと、あの、下のグループは何をどうすればいいのか、もう、本当に、あの、何ちゅうのか、連結というか、連携プレイというか、そういうのができないで困るんじゃないかなろうかなというような素人考えの危惧感を持っておりますので、まあ、そういうことで住民の声として聞いて頂ければと思いました。有り難うございました。</p> <p>有り難うございました。まあ、あの、専門職の件の辺りで、あの、まあ、今までの町村はですね、専門職というのがあまり少なかった分が7町の職員が集まって来ておりますので、今からが、やはり、職員の意識改革等もやりながら、あの、専門職に人材育成をやる必要があると思っております。</p> <p>あの、これが職員を首切るわけにいきませんので、当分の間はこれは我慢して頂いて、10年か15年ぐらいの間で、そういう人材育成をやりながら、350人以下というようなことに持って行ってですね、まあ、今の場合は1人の人間で、あの、町村の場合は何種類でもやっておったもんですから、それが、あの、県あたりのように専門的に取扱いができればというような、大きくなれば、そういうことができるんじゃないかということも、一つの狙いでございますので、他にございませつか、ないようでございますので、調整結果報告第30号につきましては、只今の報告のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議ないようですので、承認されたものとさせていただきます。 次に、報告第40号「雲仙合併協議会の廃止について」を事務局から説明致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の35ページになります。報告第40号「雲仙合併協議会の解散について」の説明を致します。</p> <p>報告第40号 につきましては、平成17年10月10日をもって雲仙合併協議会を廃止するという内容であります。</p> <p>次の36ページをお開き下さい。ご承知のように、雲仙合併協議会につきましては、7町議会の議決を経まして、平成15年9月20日に設置されております。今回、本合併協議会の廃止につきましても、地方自治法の規定に基づきまして、設置の場合と同様に、協議会廃止に係る議会の議決、県知事への届け出が必要となって参ります。</p> <p>従いまして、各町の9月定例議会におきまして、廃止議案のご審議</p>

を頂き、可決頂きましたならば、各町の議会日程を勘案し、9月20日付けを以て、協議会廃止の告示を頂くこととしております。その後、各町議会の議決書を調製して頂き、協議会の廃止届けを致すこととしております。

以上で「雲仙合併協議会の解散について」の説明を終わります。

松浦議長

はい、只今の説明につきまして、何か、ご質疑、はい、どうぞ。

柴田委員
(愛野町)

二つ程、あの、これで終わりということであれば、二つ程、まあ、相談なり、意見があるんですけども、一つは、あの、議員の人達が、あの、去年、一昨年、2年半の期間でもって、一番長い人です、あの、終わろうという議員もおるわけなんですけども、まあ、今まではですね、あの、3年以上は、まあ、議員の共済金等を掛けとけば、それは、半分なり、3分の1なり回収が出来たということがあったんですけども、残念ながら、合併です、2ヵ月で職を失う人、若しくは、半年という人もおるみたいなんですけども、長い人はですね、2年半余りを共済金掛けながら、まあ、3年以上掛けてないもんですから、1円も、その、掛け金だけ払って、その、1円も貰えないという状況になってるということが一つあるもんですから、これが、あの、共済金の基金協会等で判断で合併とは直接関係ないということで、切り捨てられればそれまでなんですけども、まあ、農らみたいに何期も務めさせて貰ってる議員は良いわけなんですけども、共済金を掛けて一銭も手元に残らんということは、生命保険よりひどいじゃないかという意見もあるもんですから、今後、その、要請とすれば、その、基金協会等に要請ができませんかなと、いくらかの見舞金なり何なり出来ないもんなかというところが一つあります。それはどういうふうにお考えなのかなというところが一つ、もう一つはですね、実は、あの、今年の3月、合併間際で、あの、加入された瑞穂町が加入されて、本日の閉会になる7町の合併が成立し、本日終わろうとしてるわけなんですけども、まあ、あの、過去の経緯の中で、いろんな意見が出てきてですね、まあ、しばらくの間は、小浜、南串の2町に関しては欠席されて、出席できない状態で、いろんな誹謗、中傷というのが、実は出ておりました。

そして、私も、今、挨拶回りを一部、瑞穂とか国見とか吾妻とか回ってる中で、気づいたのは、当時、去年、流された、その、合併の3町の方が良いとか、何とかというビラとか、中傷が未だに存続しているということを垣間見ましてですね、やはり、これは、何らかの形で修正して頂くという約束じゃなかったのかなと、というのは、あの、合併協議会の中で、7町の申し入れた事項の中で、瑞穂町の議会、若しくは町として、今まで、中傷ビラみたいなことに関しては、公平な

冷静な判断で、小浜、若しくは南串に対する意見は修正はしますと、町報の中で出しますということを入ったような気がするわけでございますけれども、それが全部に行き渡っておれば、そういうことはなくて終わろうとしてるわけですが、今の段階では、それが存続してると、生きてるといふようなことがあるもんですから、あの、それで、大きな気持ちで、そういうことは言われながらにしても、小浜、若しくは南串の人達は、まあ、瑞穂が入ることを大きな気持ちで、何にも言わんで受け入れてくれたと、で、その言葉だけが残ってると、借金の町だとか、行き詰まる町だとか、観光で金喰われる町だとか、まあ、いろんな中傷が私が回って見てですね、気づいたもんですから、これは、最初の約束のとおり、本当は、時間があればですね、出して頂ければ良かったわけですが、その、出さないままに終わろうとしてることにしましては、どんなもんかなという気がするもんですから、このことにしましては、まあ、あの、公平、平等な形で、あんまり、各町、7町の状況というのは、あんまり、各町変わらないわけなんですけども、幾らかの差はあったにしても、まあ、やりようでは、あの、過去の雲仙の観光を手掛けた中で、まあ、宿泊人口が基礎人口の2千人の5倍ぐらいの基礎人口を公共事業で、下水事業やられた結果が、相当の負い目を感じて、それを長いこと掛かって解決をしてこられた状況が、今、生きてるわけですが、やっぱり、川上の人間と川下の人間とおるわけですからそういうことを鑑みて行けば、今、あの、その後全く釈明もなしにこれを合併して行くなれば、その、言われた人、町の人にとっては、厳しいだろうと思う気がするもんですから、今後、まあ、これが終わりであるならば、あの、何らかの形で、冷静な、第三者みたいな感覚で、その、小浜、若しくは南串等のことに関しては釈明するわけいかんのかなと、まあ、宮崎参事さん辺りは勉強もされて、公平な目で見られるところもあると思うもんですから、事務局としてどういうふうにお考えなのか伺いたいんですけれども。

井上委員
(南串山町)
松浦議長

議長、休会にして下さい。

あ、はい、暫時休憩致します。

(休憩)

それじゃ、会議を再開致します。

柴田委員、よろしゅうございますか。もう、議案を進めたいと、まだ、議案が先にありますので。

柴田委員 (愛野町)	<p>あの、まあ、構わんとですけども、気持ち良く、こう、大きな気持ちで合併をして、ここまで来てるもんですから、もし、意見として出すと言われとった問題が出してないと、だから、偏った情報が流れてるなという気がしたもんですから、皆さんそれで良いと言われれば、それで結構と思います。</p>
松浦議長	<p>はい、もう、南串、小浜等も良いということでございますので、よろしゅうございますか。</p> <p>はい、それじゃ、あの、他に、ご異議、ご質疑ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ないようでございますので、報告第40号につきましては、只今の報告のとおりとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第41号「職務執行者の選定について」を議題と致します。事務局から説明致します。</p>
事務局長	<p>議案書の38ページになります。報告第41号「職務執行者の選任について」についての説明を致します。</p> <p>雲仙市長職務執行者について、次のとおり報告する。1、雲仙市長職務執行者については、愛野町長松浦末利とし、2としまして、任期を雲仙市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間と致しております。</p> <p>次のページをお開き下さい。雲仙市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書の写しを掲載致しております。合併に伴う新市の市長職務執行者の選任については、地方自治法施行令第1条の2第1項に規定されておきまして、普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来、当該普通公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、当該普通公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行うとされております。</p> <p>これに基づきまして、平成17年9月7日、昨日でございますが、雲仙合併協議会の事務所におきまして、7町の町長の協議を頂きまして、先程、述べました内容により決定頂きましたので、本協議書が作成されたところであります。</p> <p>職務執行者の職務としてましては、暫定予算の調整及び執行、新市の条例及び規則等の専決処分及び公布、教育委員などの行政委員会等の委員の選任、収入役職務代理者の選任及び職員への辞令交付、旧町からの事務引継ぎを受けることなどが有りますが、新市発足前からの準備作業も多岐にわたることから、同日の選任が為されたところであ</p>

<p>松浦議長</p>	<p>ります。</p> <p>以上で、報告第41号「職務執行者の選任について」の説明を終わります。</p> <p>以上の説明でよろしいでしょうか。このことにつきましては、昨日の町長会におきまして、ご推薦を頂きましたので、私がお引き受けすることと致しました。</p> <p>新市の市長さんが選挙されるまでの間、務めさせて頂きますのでよろしくお願い致したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>本日も、熱心にご審議頂きまして有り難うございました。</p> <p>これを持ちまして、第23回雲仙合併協議会を終了致しますが、閉会にあたりまして、この雲仙合併協議会は、平成15年9月20日に設置され、23回の協議を重ねてきましたが、合併協議会委員の皆様方の積極的なご協力によりまして、協議会は順調に進めることが出来ました。今回で、予定しておりました協定項目の調整結果の報告も終了することが出来ました。</p> <p>この後は、先程、報告にもありましたように、合併期日の前日、10月10日に雲仙合併協議会が廃止されることとなります。</p> <p>委員の皆様方には、この合併の諸問題につきまして大変なご苦勞頂きましたことを有り難うございました。</p> <p>1ヶ月後に誕生致します「雲仙市」の発展を祈念申し上げまして第23回雲仙合併協議会を終了致します。</p> <p>本当に有り難うございました。</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------